

# 柏原市病院職員採用資格試験要項

[職種：医療ソーシャルワーカー]

市立柏原病院

柏原市病院職員採用選考試験を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第4項の規定に基づき、次のとおり実施します。

## 1. 職種・受験資格及び採用予定人員

職種区分	受験資格		採用予定人員
	免許・資格	年齢	
医療ソーシャルワーカー	社会福祉士の免許を有する者 病院勤務経験は問いません。	昭和52年4月2日以降に生まれた者	若干名

(注 意) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①成年被後見人、被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③柏原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2. 試験等

### 【選考方法】

- ア 個人面接……面接による口頭試問  
イ 身体検査……各自、病院又は保健所が発行する3ヶ月以内の身体検査書・(※)健康診断書を提出してください。費用については受験者負担となります。

(※)健康診断には、水痘・麻疹・風疹・おたふくかぜの抗体検査（当院指定 EIA 法）も含まれます。（身体検査書等 参考＝身長・体重・視力・聴力・血圧・尿検査・心電図・胸部X線・総合所見等）

### 【募集及び試験日】

- ア 募集期間＝平成29年4月1日から採用予定人数に達するまで  
イ 試験日＝受験申込日から15日以内に受験者に対し、試験日を通知します。

### 【試験会場】

市立柏原病院「会議室」

### 【結果発表】

受験後1ヶ月以内に、合否にかかわらず受験者に通知します。

### 3. 受験手続き等

#### 【受験手続】

市立柏原病院事務局医事総務課で交付する所定の申込書・受験票・面接カードに必要事項を記入し、各々写真を貼付して、医事総務課へご提出ください。なお、提出された書類は、一切返還しません。

(写真は、過去3ヶ月以内に撮影した受験者のもので、縦4.5cm×横3.5cmで上半身・脱帽・無背景のものであること。写真の裏面に氏名を記入し、申込書・受験票に貼付してください。)

#### ※添付書類

- ①卒業証明書（卒業証書の写し可）
- ②資格証明の写し
- ③健康診断書

#### 【申込書の交付及び受付期間】

柏原市病院職員採用資格試験要項と申込書および受験申込（受付）は、随時市立柏原病院事務局医事総務課で交付・受付します。

交付・受付時間は午前9時から午後5時まで。ただし、土・日曜日・祝日等は除きます。

### 4. 合格から採用まで

#### 【合格】

柏原市病院職員採用資格試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用される資格が与えられます。採用候補者名簿は、採用予定日から1年間有効です。

#### 【採用予定日】

合格通知発送後、当院が定める所定の日

### 5. 給与

給与等については、本市病院事業職員の給与条例等に基づき支給します。

### 6. 試験予備日等について

試験当日、災害等で主要交通機関が運休している場合、試験を中止することがありますので市立柏原病院（TEL072-972-0885）へ試験の有無を確認してください。なお、試験中止の場合は後日改めて、試験日を通知します。

※お問い合わせは、下記で取り扱います。

〒582-0005 柏原市法善寺1丁目7番9号 TEL 072-972-0885（内線 2610）  
市立柏原病院 医事総務課